

地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 14 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 8 条）
第 2 章	給料及び年俸
第 1 節	給料（第 9 条－第 16 条）
第 2 節	年俸（第 17 条－第 26 条）
第 3 章	手当
第 1 節	扶養手当（第 27 条－第 30 条）
第 2 節	住居手当（第 31 条－第 34 条）
第 3 節	通勤手当（第 35－第 40 条）
第 4 節	単身赴任手当（第 41 条）
第 5 節	地域手当（第 42 条）
第 6 節	役職手当（第 43 条）
第 7 節	特殊勤務手当（第 44 条－第 48 条）
第 7 節の 2	附加職務手当（第 48 条の 2）
第 8 節	超過勤務手当等（第 49 条－第 51 条）
第 9 節	宿日直等手当（第 52 条－第 54 条）
第 10 節	役職職員特別勤務手当（第 55 条）
第 11 節	業績手当（第 56 条－第 61 条）
第 12 節	医師手当（第 62 条－第 64 条）
第 12 節の 2	診療看護師手当（第 64 条の 2）
第 13 節	専門看護手当（第 65 条）
第 13 節の 2	医療専門資格手当（第 65 条の 2）
第 4 章	給与の特例等（第 66 条－第 77 条）
第 5 章	規程の実施（第 78 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人福岡市立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条に定める地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（ただし、院長及び福岡市からの派遣職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料又は年俸及び手当とする。

- 2 給料は、就業規則第35条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料月額とする。
- 3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、診療看護師手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給料及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料又は月例給を支給し、昇給、降給等により給料又は月例給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料又は月例給を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第35条及び第36条に規定する勤務を要しない日（以下「勤務を要しない日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 職員の給料及び月例給は、その月分をその月の20日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日）に支給する。ただし、特に必要がある場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ又は繰り下げて支給することができる。

- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊

勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、診療看護師手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、給料及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、給料及び月例給の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料及び月例給の支給日に支給する。
- 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日とする。
- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（勤務1時間当たりの給与額）

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額又は月例給額、給料月額又は月例給額に対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間の正規の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。ただし、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を算定する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料月額又は月例給額、給料月額又は月例給額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当のうち理事長が定めるものの月額、医師手当の月額、診療看護師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間の正規の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

（端数の取扱い）

第8条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第49条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第50条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第51条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第49条に規定する超過勤務手当、第50条に規定する休日給及び第51条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合

計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に 1 時間未満の端数がある場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、部分休業の時間数、介護休暇の時間数及び介護時間の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

第 2 章 給料及び年俸

第 1 節 給料

（給料表）

第 9 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療職給料表（別表第 1）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

- (2) 事務職給料表（別表第 2）

- 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第 17 条に規定する基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「給料表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

給 料 表		適 用 範 囲
医 療 職 給 料 表	医療職給料表（1）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。
	医療職給料表（2）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、心理療法士、医療ソーシャルワーカー及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職給料表（3）	助産師、看護師及び准看護師に適用する。
事務職給料表		他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

- 3 給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 3 に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 給料表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

(初任給)

- 第10条 新たに給料表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに給料表適用職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定された職務の級又は給料表の号給が別表第4に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第11条又は第12条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。学歴免許等の資格については、別表第5に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは給料表から他の職務の級若しくは給料表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは給料表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第11条 給料表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の給料月額は、別表第6に定める昇格対応号給表（以下「対応号給表」という。）のその職員の昇格前の号給（昇格した日の前日に受けていた号給をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号給欄の号給とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。ただし、理事長は、この規定にかかわらず、別の時期に昇格させることができる。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号給が対応号給表の昇格前の号給欄の号給より下位の場合は、昇格する級の最低の号給とする。

(降格)

- 第12条 給料表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給
- (2) 降格前号給が対応号給表の号給欄に定める号給にないとき 降格した職務の最高の号給
- 2 前項第 1 号の規定を適用する場合において、降格前号給に対応する対応号給表の昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が 2 以上あるときは、最も上位の号給とする。
- 3 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の級への降格であるときにおける前 2 項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 理事長は、前 3 項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額を決定することができる。この場合において、当号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

（昇給）

第 13 条 給料表適用職員が現に受けている給料月額（第 11 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた給料月額）を受けるに至ったときから、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号給数	
		管理職層	管理職層以外の職層
勤務成績が極めて良好	A A	8 号給以上	
勤務成績が特に良好	A	6 号給	
勤務成績が良好	B	3 号給	4 号給
勤務成績がやや良好でない	C	2 号給	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

(2) 55 歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号給数	
		管理職層及び管理職層以外の職層	
勤務成績が極めて良好	A A	4 号給以上	
勤務成績が特に良好	A	3 号給	

勤務成績が良好	B	2号給
勤務成績がやや良好でない	C	1号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層及び管理職層以外の職層に該当する職員の区分は、別表第7に定める給料表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の給料月額がその属する職務の級の最高額である場合は昇給しない。また、前項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 6 前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第14条 勤務成績が特に良好な給料表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、その職員の給料月額がその属する職務の級又は給料表における給料の幅の最高額である場合はその限りでない。

- (1) 業務上の災害により死亡した場合
- (2) 業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（再雇用職員の給料月額）

第15条 再雇用職員（就業規則第20条の規定により採用された職員又は再雇用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、第10条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される給料表に定める再雇用職員の給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(再雇用短時間勤務職員の給料月額)

第 16 条 再雇用短時間勤務職員の給料月額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定による給料月額に、その者の 1 週間についての勤務時間を就業規則第 35 条に定める 1 週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第 2 節 年俸

(基本年俸表)

第 17 条 基本年俸表は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第 8 ア 基本年俸表 (1)
- (2) 別表第 8 イ 基本年俸表 (2)
- 2 前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）が適用される職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）の範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
基本年俸表 (1)	副院長、診療統括部長及び科長の職を占める職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師に限る。）に適用する。
基本年俸表 (2)	看護部長の職を占める職員に適用する。

(初任給)

第 18 条 基本年俸表 (1) 適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第 9 に定める基本年俸表 (1) 級別標準職務表に定めるとおりとする。

- 2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号給とする。

(昇格等)

第 19 条 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、理事長の定める基準により決定した号給とする。

- 2 昇格の時期は、4 月 1 日とする。ただし、理事長は、この規定にかかわらず、別の時期に昇格させることができる。
- 3 給料表適用職員が基本年俸表の適用となる職務に異動する場合には、その異動の日をもって基本年俸表を適用する。

(降格)

第 20 条 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、理事長の定める基準により決定した号給とする。

2 削除

- 3 理事長は、前2項の規定による職員の給料月額又は基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額又は基本年俸額を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた基本年俸額に達しない額の号給でなければならない。

(昇給)

第21条 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第19条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 次の各号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	8号給以上
勤務成績が特に良好	A	6号給
勤務成績が良好	B	3号給
勤務成績がやや良好でない	C	2号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

(2) 55歳（基本年俸表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	4号給以上
勤務成績が特に良好	A	3号給
勤務成績が良好	B	2号給
勤務成績がやや良好でない	C	1号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。

- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給し

ない。

- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における最高額である場合は、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。また、前項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 5 前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第 22 条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4 号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- (1) 業務上の災害により死亡した場合
- (2) 業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

(月例年俸)

第 23 条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第 18 条から前条までの規定により定めた号給に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第 24 条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、前条の規定により定めた号給及び第 18 条第 1 項の規定により定めた職務の級に応じた業績年俸額とする。

- 2 削除

- 3 第 27 条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、前 2 項の規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

- 4 第 42 条の規定により地域手当を支給されている職員の業績年俸の額は、前 3 項の規定による業績年俸の額に、当該手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

- 5 削除

- 6 業績年俸は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 26 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者（就業規則第 12 条第 1 項第 2 号により休職になった職員をいう。以下同じ）、停職者（就業規則第 56 条第 1 項第 3 号により停職になった職員をいう。

以下同じ)、専従休職者(就業規則第12条第1項第5号の規定により休職になった職員をいう。以下同じ)、自己啓発等休職者(就業規則第12条第1項第6号により休職になった職員をいう。以下同じ)、就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第2項に規定する職員以外の職員を除く。)に対して、それぞれ第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第5号により解雇され、又は死亡した職員(第69条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及びその退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者及び就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第2項に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者を除く。)についても同様とする。

7 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額)とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

8 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

9 第7項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第6項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条第7号による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第 26 条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、法人の信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第28条 扶養手当の月額は、第27条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第29条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第27条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日

の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（支給の始期及び終期）

第30条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第29条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第29条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第29条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第29条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第29条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第31条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- (2) 第41条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第32条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
 - イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは 17,000 円）を 11,000 円に加算した額
- (2) 前条第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第33条 新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、通勤住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(支給の始期及び終期)

第 34 条 住居手当の支給は、職員が新たに第 31 条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 31 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 3 節 通勤手当

（通勤手当）

第 35 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することを行う。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他次に掲げるものを使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

ア 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

イ 自転車

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- (4) 前 3 号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

ア 住居が離島にある職員

イ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「災害補償法」という。）別表に定める程度の障がいのため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第 36 条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前条第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員

26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員

28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員

29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

- (3) 前条第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

（届出）

第 37 条 職員は、新たに第 35 条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（支給の始期及び終期）

第 38 条 通勤手当の支給は、職員に新たに第 35 条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第35条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第36条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第35条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に地方独立行政法人福岡市立病院機構旅費規程（平成22年規程第12号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第36条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第39条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（支給単位期間）

第40条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第41条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、別に定める単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

第5節 地域手当

(地域手当)

第42条 職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の10（医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び基本年俸表（1）適用職員にあつては100分の15）を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第6節 役職手当

(役職手当)

第43条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第10に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第44条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間診療・看護等手当
- (3) 救急医療体制確保等手当
- (4) 特殊業務手当

(放射線取扱手当)

第45条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除

く。)により認められた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。
- 3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときには、放射線取扱手当にかかる1時間当たり給与等を算定する際に、第7条及び第8条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第7条及び第8条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間診療・看護等手当)

第46条 夜間診療・看護等手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	勤務時間の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	7,600円	3,700円	3,200円	2,200円

(救急医療体制確保等手当)

第47条 救急医療体制確保等手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次の各項のいずれかに該当する場合に支給する。

- 2 医師又は歯科医師である職員が、第2次救急医療に応需するため、各病院の診療時間外に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務(宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。)に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、12,000円を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 診療業務に従事した時間が4時間未満の場合 6,000円
 - (2) 診療業務に従事した時間が8時間以上の場合 18,000円
- 3 医師のうち理事長が特に認めるものが、第54条第2項に規定する救急呼出により、病院の診療時間外、休日及び深夜に手術等の業務(理事長が定めるものに限る。)に従事した場合は、1回につき20,000円を上限として理事長が別に定める額を支給する。
- 4 医師のうち理事長が特に認めるものが、病院の診療時間外、休日及び深夜に手術等の業務(理事長が定めるものに限る。)に従事した場合は、診療報酬で加算される範囲内において理事長が定める額を支給する。
- 5 医師が分娩業務(当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるもの。)に

従事した場合には、1回の分娩につき10,000円を上限として理事長が別に定める額を支給する。

- 6 前項の規定は、前項と同様の業務として理事長の定めるものに従事する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

第48条 特殊業務手当は、別表第11に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じ、同表に掲げる額とする。

- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

- 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第7節の2 附加職務手当

(附加職務手当)

第48条の2 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務以外の職務を命ぜられたもののうち、福岡市その他の地方公共団体、国、又は法人の業務と密接な関連を有する団体等の要請等による診療援助の業務等、理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第8節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第49条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員（理事長の定める職にある者を除く。本条、第67条及び第71条においても同様とする。）には、第5項を除き適用しない。

- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務100分の135 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第36条の規定により、あらかじめ同規則第35条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、

割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（1週間において38時間45分を超えて勤務した時間に限る。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、第5条に定める給与期間において、正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（1週間において38時間45分を超えて勤務した時間に限る。）を合計した時間が60時間を超えた場合は、その60時間を超えた全時間について第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えた勤務に係る時間にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を支給する。
- 5 役職手当の支給を受ける職員には、正規の勤務時間を超えて深夜に勤務した場合、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（休日給）

第50条 休日（就業規則第38条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員（理事長の定める職にある者を除く。）には、適用しない。

（夜勤手当）

第51条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第9節 宿日直等手当

第52条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿日直手当
- (2) 救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第53条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲

げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医師の宿日直勤務 20,000 円
- (2) 医師以外の宿日直勤務 5,900 円

2 前項の勤務は、第 49 条から第 51 条までの勤務には含まれないものとする。

第 53 条の 2 削除

(救急呼出待機手当)

第 54 条 救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（基本年俸表（1）又は医療職給料表の適用を受けるものに限る。）には、その待機 1 回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- (1) 基本年俸表（1）又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員 5,000 円
- (2) 医療職給料表の適用を受ける職員（第 1 号に掲げる者を除く。） 2,000 円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（休日を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第 1 項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第 10 節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第 55 条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合（次号による勤務を除く。）
- (2) 役職手当の支給を受ける職員（基本年俸表又は医療職給料表の適用を受けるものに限る。）が、前条第 1 項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合
 - ア 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
 - イ 前条による救急呼出により勤務した場合
 - ウ ア又はイに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

- 2 前項の手当の額は、別表第 12 に定める区分に応じ、勤務 1 回につき、同表各号に定める額とする。
- 3 法人の役員を兼ねる職員については、地方独立行政法人福岡市立病院機構役員報酬等規程（平成 22 年規程第 11 号）第 6 条に規定する額を役職職員特別勤務手当として支給する。

第 11 節 業績手当

（業績手当）

第 56 条 業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

- 2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第 1 号及び第 2 号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- (1) 基礎的支給部分
- (2) 業績反映部分
- (3) 年度末賞与

（基礎的支給部分）

第 57 条 基礎的支給部分は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 60 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者、就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第 2 項に規定する職員以外の職員を除く。）に対して、第 6 条第 4 項に定める支給日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 5 号により解雇され、又は死亡した職員（第 69 条第 7 項ただし書の規定の適用を受ける職員及びその退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者及び就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第 2 項に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者を除く。）についても同様とする。

- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、100 分の 125 を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、100 分の 105 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 60」とする。

- 4 第 2 項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、

若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第59条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、

法人の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第60条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職者（第69条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者、就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第2項に規定する職員以外の職員を除く。）に対して、それぞれ第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第5号により解雇され、又は死亡した職員（第69条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及びその退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職者（第69条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者及び就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第2項に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者を除く。）についても同様とする。

- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の122.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額
 - (3) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の58.75を乗じて得た額の総額
 - (4) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。
- 5 第57条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第60条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第58条中「前条第1項」とあるのは「第60条第1項」と読み替えるものとする。

（年度末賞与）

- 第61条 年度末賞与は、当該年度の法人の純利益が特に良好で理事長が必要と認める場合に、3月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（休職者（第69条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者、就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第2項に規定する職員以外の職員を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、理事長が別に

定める基準に基づき、第6条第5項に定める支給日に支給する。この基準日前2箇月以内に当該病院から昇任、降任又は配置転換し、当該病院以外の事業場に引き続き基準日まで在職する職員及び当該病院に基準日に併任されている医師又は歯科医師である職員（当該病院における勤務時間が1週間あたり27時間30分以上の者（前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条第7号による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられたもの

イ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ウ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第12節 医師手当

（医師手当）

第62条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計金額とする。

3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（定額部分）

第63条 定額部分は、医療職給料表(1)又は基本年俸表(1)の適用を受ける職を占める職員に支給する。

- 2 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、別表第13に定めるとおりとする。
- 3 前項に規定するもののほか、理事長が特に必要と認める職員は、前項の規定による定額部分の額に、前項の規定による定額部分の額の2分の1の範囲内において理事長が定める額を加算することができる。

(加算部分)

第64条 医師手当は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- (1) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
 - (2) 医師法（昭和23年7月30日法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
 - (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

第12節の2 診療看護師手当

(診療看護師手当)

第64条の2 診療看護師手当は、次に該当する場合に支給する。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であつて、理事長が認める指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」の対象となる行為・業務を行う看護師又は助産師

- 2 前項の手当の額は、60,000円とする。
- 3 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第13節 専門看護手当

(専門看護手当)

第65条 専門看護手当は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている助産師又は看護師で、専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと理事長が認める者
- (2) 役職手当の支給を受ける職員のうち認定看護管理者として認定されている助産師又は看護師で、その資格が業務に直接役立つと理事長が認める者

- 2 前項の手当の額は、専門看護師については 5,000 円、認定看護師及び認定看護管理者については 3,000 円とする。
- 3 専門看護手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

第 13 節の 2 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第 65 条の 2 医療専門資格手当は、医療職給料表 (2) の適用を受ける職員であつて、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師、日本臨床腫瘍薬学会が認定する外来がん治療専門薬剤師・外来がん治療認定薬剤師又は日本病院薬剤師会が認定するがん薬物療法認定薬剤師のいずれかの資格を有する者であること。
 - (2) 前号の資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者
- 2 前項の手当の額は、3,000 円とする。
 - 3 医療専門資格手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

第 4 章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第 66 条 第 27 条から第 34 条まで、第 41 条、第 62 条から第 64 条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(再雇用短時間勤務職員の給与)

- 第 67 条 業績手当 (年度末賞与) の規定は、1 週間当たりの正規の勤務時間が 27 時間 30 分に満たない再雇用短時間勤務職員には適用しない。
- 2 再雇用短時間勤務職員のうち、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員については、第 35 条第 1 項第 2 号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の 2 分の 1 の額とする。
 - 3 再雇用短時間勤務職員の役職手当の額は、第 43 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
 - 4 再雇用短時間勤務職員の特殊勤務手当 (特殊業務手当に限る。) の額は、第 48 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
 - 5 再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 (その勤務が深夜である場合は、当該額に 100 分の 125 を乗じて得た額) とする。
 - 6 役職手当の支給を受ける再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第 5 項の規定に

にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(特定短時間勤務職員の給与)

第 67 条の 2 職員就業規則第 50 条の 2 の規定により短時間勤務を命じられた職員（以下「特定短時間勤務職員」という。）の給与は、第 71 条第 1 項から第 8 項までの規定を準用する。

- 2 基本年俸表の適用となる特定短時間勤務職員の業績年俸の額は、第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。

(給与の減額)

第 68 条 職員が勤務しないときは、休日である場合及び休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(業績手当等の調整)

第 68 条の 2 第 24 条に定める業績年俸及び第 56 条に定める業績手当（ただし、同条第 2 項第 3 号に定める年度末賞与を除く。以下「業績手当等」という。）の額は、職員の勤務成績を考慮し、100 分の 80 から 100 分の 120 まで（理事長が特に必要と認める職員については、100 分の 0 から 100 分の 200 まで）の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額に調整することができる。

- 2 第 1 項に基づく業績手当等の額の調整に関し、必要な事項は理事長が定める。

(休職者の給与)

第 69 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（災害補償法第 1 条の 2 に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 削除

- 3 職員が第 1 項以外の心身の故障により就業規則第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

- 4 職員が就業規則第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料又は月例年俸、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。

- 5 職員が就業規則第 12 条第 1 項第 3 号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。
- 6 就業規則第 12 条第 1 項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 57 条第 1 項又は第 24 条第 6 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 5 号により解雇され、又は死亡したときは、第 6 条第 5 項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。
ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第 58 条及び第 59 条又は第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、第 58 条中「前条第 1 項」及び第 25 条中「前条第 8 項」とあるのは、「第 69 条第 7 項」と読み替えるものとする。
- 9 第 3 項又は第 5 項の規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の 2 分の 1 の期間を除算した期間とする。
ただし、就業規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、法人以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第 3 項から第 5 項までの規定による給料又は月例年俸、地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（育児休業者の給与）

- 第 70 条 就業規則第 50 条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。
- 2 第 57 条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
 - 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - (1) 就業規則第 50 条の規定により育児休業をしていた期間の 2 分の 1 の期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれ

の期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）

(2) 停職者及び専従休職者として在職した期間

(3) 休職にされていた期間

- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 100 分の 100 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第 73 条の規定により給料月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第 71 条 就業規則第 50 条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第 10 条から第 14 条までの規定にかかわらず、第 10 条から第 14 条までの規定による給料月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

- 3 育児短時間勤務職員のうち、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員については、第 35 条第 1 項第 2 号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の 2 分の 1 の額とする。

- 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第 43 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に 100 分の 125 を乗じて得た額）とする。

- 7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第 5 項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。

- 8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第 63 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第 1 項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第 10 条から第 14 条までの規定による給料及び

扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第10条から第14条までの規定による給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（部分休業の期間における給与の取扱い）

- 第72条 就業規則第50条の規定により部分休業を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した部分休業は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第73条 就業規則第12条第1項により休職にされた職員が復職し、若しくは同規則第47条、第48条若しくは第50条により休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合、又は休業をした職員が復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休暇又は休業の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、再び勤務するに至った日、若しくは職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
就業規則第12条第1項1号の規定による休職（業務又は通勤による傷病によるものに限る。）の期間及び介護休暇の期間	3分の3以下
公共的施設における調査・研究等による休職の期間	
就業規則第12条第1項4号の規定による出向休職の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
就業規則第12条第1項1号の規定による休職（業務又は通勤による傷病によるものを除く。）又は病気休暇（業務又は通勤による傷病によるものを除く。）	3分の1以下

刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	3分の3以下
自己啓発等休職の期間	3分の3以下

- 2 前項の規定により号給を調整する場合、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、この規定にかかわらず、理事長は調整することができる。

（特別の場合の号給の調整）

第73条の2 前条に定めるもののほか、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て職員の号給を調整することができる。

（介護休暇期間における給与の取扱い）

第74条 職員が就業規則第48条に規定する介護休暇の承認を受けて介護休暇を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 2 承認された介護休暇期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

第74条の2 就業規則第48条の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

第75条 職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（自己啓発等休職における給与の取扱い）

第76条 職員が就業規則第12条第1項第6号の規定に基づき、自己啓発等休職をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 自己啓発等休職をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し

必要な事項は別に定める。

(給料等の半減)

第 77 条 削除

第 5 章 規程の実施

(規程の実施)

第 78 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(承継職員の経過措置)

- 2 法人設立の日（以下「切替日」という。）の前日に福岡市職員給与条例（以下「給与条例」という。）を適用されていた職員が地方独立行政法人福岡市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成 22 年福岡市条例第 60 号）に基づき、法人の職員となった場合の切替日における職務の級及び号給は、切替日前日の職務の級及び号給を考慮して決定する。
- 3 切替日以後の給料月額が、切替日前日の給料月額に満たない場合は、切替日前日の給料月額を切替日における給料月額として平成 27 年 3 月 31 日までの間支給する。
- 4 平成 22 年 6 月 1 日を基準日とする業績手当及び業績年俸の支給額の決定並びに平成 23 年 1 月 1 日における昇給の号給数の決定については、切替日前の福岡市における在職期間を加えて行うものとする。
- 5 扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当の経過措置については、理事長が別に定める。

附 則（平成 22 年 7 月 29 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

(適用日)

- 2 改正後の第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定、並びに第 60 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定は、理事長が定める者を除き平成 22 年 6 月 1 日

から、改正後の別表第1、別表第3、別表第6、別表第7及び別表第10の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成22年10月27日改正）

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月22日から施行する。

（適用日）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2については、平成23年1月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月20日から施行する。

（適用日）

- 2 改正後の第48条の2の規定は、平成23年3月23日から、改正後の第49条第4項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月22日改正）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日改正）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(施行日以後の救急呼出待機手当)

- 2 改正後の第54条第1項各号の額は、当該各号の規定にかかわらず、各号に定める額の2分の1の額とする。

附 則 (平成25年3月27日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月29日改正)

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月27日改正)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成28年1月1日の昇給)

- 2 平成28年1月1日の昇給における号給数は、改正後の第13条第1項及び第21条第1項に定める昇給できる号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、昇給区分をD(55歳(医療職給料表(1))又は医師年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員にあっては、C又はD)に決定された職員は、昇給しない。

(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における住居手当の特例)

- 3 改正後の第31条及び第32条の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、当該職員の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年経過していないものに居住している職員で世帯主であるものについては、月額2,000円を支給する。

附 則 (平成27年5月27日改正)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 25 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 27 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

- 2 平成 27 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項に規定する「第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

ア 次の(ア)の額から(イ)の額を差し引いた額

(ア) 改正後の職員給与規程別表第 8 医師年俸表における業績年俸額

(イ) 改正前の職員給与規程別表第 8 医師年俸表における業績年俸額

イ 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

- (2) 改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の適用においては、この規程による職員給与規程別表第 8 医師年俸表の改正を平成 27 年 12 月 1 日に第 19 条に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（平成 27 年 12 月に支給する業績手当の特例）

- 3 平成 27 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」と、同項第 2 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第 3 号中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」と、同項第 4 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」と読み替えて適用するものとする。
- (2) 平成 27 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額は、改正後の職員給与規程第 60 条第 4 項の規定を適用した場合に、改正前の職員給与規程による平成 27 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額を超えないこととなるときは、改正前の職員給与規程による平成 27 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額とする。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成 28 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動

した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料月額及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料月額として支給する。
- (2) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、これらの規定による給料月額又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前号の規定に準じて、基本給等として支給する。
- (3) 切替日以降に新たに給料表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前2号の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2号の規定に準じて、基本給等を支給する。

附 則 (平成 28 年 5 月 25 日改正)

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 30 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 12 月に支給する業績年俸の特例)

- 2 平成 28 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第 24 条第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項に規定する「第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする
- ア 次の(ア)の額から(イ)の額を差し引いた額
- (ア) 改正後の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額
 - (イ) 改正前の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

イ 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

- (2) 改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の適用においては、この規程による職員給与規程別表第 8 基本年俸表の改正を平成 28 年 12 月 1 日に第 19 条に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(平成 28 年 12 月に支給する業績手当の特例)

- 3 平成 28 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第 2 項第 1 号中「100 分の 97.5」とあるのは、「100 分の 100」と、同項第 2 号中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 80」と、同項第 3 号中「100 分の 46.25」とあるのは「100 分の 47.5」と、同項第 4 号中「100 分の 36.25」とあるのは「100 分の 37.5」と読み替えて適用するものとする。
- (2) 平成 28 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額は、改正後の職員給与規程第 60 条第 4 項の規定を適用した場合に、改正前の職員給与規程による平成 28 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額を超えないこととなるときは、改正前の職員給与規程による平成 28 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額とする。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（復職時調整に関する経過措置）

- 2 平成 29 年 4 月 1 日に現に介護休暇をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程第 73 条の取扱いについては、介護休暇をした期間のうち平成 29 年 3 月 31 日以前の期間についてはなお従前のとおりとする。

附 則（平成 29 年 4 月 26 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 附則（平成 24 年 12 月 26 日改正）については、第 2 項中「各号」を「第 1 号」に改める。

附 則（平成 29 年 11 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 12 月に支給する業績年俸の特例)

- 2 平成 29 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項に規定する「第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(平成 29 年 12 月に支給する業績手当の特例)

- 3 平成 29 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」とあるのは、「100 分の 102.5」と、同項第 2 号中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第 3 号中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 48.75」と、同項第 4 号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 38.75」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の事務職給料表の号給の調整)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日にこの規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程別表第 2 事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号給は、切替日前日の職務の級及び号給を考慮して決定する。

附 則（平成 30 年 11 月 28 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 12 月に支給する業績年俸の特例)

- 2 平成 30 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第 1 項か

ら第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第24条第7項に規定する「第1項から第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第8基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第8基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(平成30年12月に支給する業績手当の特例)

3 平成30年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第60条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、「100分の110」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、同項第4号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成31年3月27日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月27日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(令和元年12月に支給する業績年俸の特例)

2 令和元年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第24条第7項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第24条第1項から第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第24条第7項に規定する「第1項から第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第8基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第8基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(令和元年12月に支給する業績手当の特例)

- 3 令和元年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第60条第2項第1号中「100分の110」とあるのは、「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和2年3月25日改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行し、改正後の規定は令和2年1月27日から適用する。

附 則（令和3年3月24日改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月24日改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

（令和3年12月に支給する業績年俸の特例）

- 2 令和3年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第24条の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程第24条の規定による。

（令和3年12月に支給する業績手当の特例）

- 3 令和3年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第57条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の137.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の117.5」と、第3項中「100分の70」とあるのは、「100分の80」と、「100分の60」とあるのは「100分の70」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和4年11月24日改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(令和4年12月に支給する業績年俸の特例)

- 2 令和4年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第24条第7項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第24条第1項から第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第24条第7項に規定する「第1項から第5項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第8基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第8基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(令和4年12月に支給する業績手当の特例)

- 3 令和4年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第57条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の115」と、「100分の100」とあるのは「100分の95」と、第3項中「100分の67.5」とあるのは、「100分の65」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」と読み替えて適用するものとする。

- 4 令和4年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第60条第2項第1号中「100分の117.5」とあるのは、「100分の125」と、同項第2号中「100分の97.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の56.25」とあるのは「100分の60」と、同項第4号中「100分の46.25」とあるのは「100分の50」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

（令和 5 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

- 2 令和 5 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項に規定する「第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

（1）次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

（2）前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（令和 5 年 12 月に支給する業績手当の特例）

- 3 令和 5 年 12 月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第 57 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、第 3 項中「100 分の 68.75」とあるのは、「100 分の 70」と、「100 分の 58.75」とあるのは「100 分の 60」と読み替えて適用するものとする。

- 4 令和 5 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第 2 項第 1 号中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 122.5」と、同項第 2 号中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 102.5」と、同項第 3 号中「100 分の 57.5」とあるのは「100 分の 58.75」と、同項第 4 号中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 48.75」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 27 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

- 2 令和 6 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項に規定する「第 1 項から第 5 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

（1）次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第 8 基本年俸表における業績年俸額

（2）前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（令和 6 年 12 月に支給する業績手当の特例）

- 3 令和 6 年 12 月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第 57 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 127.5」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 107.5」と、第 3 項中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 71.25」と、「100 分の 60」とあるのは「100 分の 61.25」と読み替えて適用するものとする。

- 4 令和 6 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第 2 項第 1 号中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 125」と、同項第 2 号中「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、同項第 3 号中「100 分の 58.75」とあるのは「100 分の 60」と、同項第 4 号中「100 分の 48.75」とあるのは「100 分の 50」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

号給	給料月額 円
1	264,700
2	267,700
3	270,700
4	273,700
5	276,700
6	281,300
7	285,800
8	290,300
9	294,900
10	299,500
11	303,900
12	308,400
13	312,700
14	317,200
15	321,500
16	325,800
17	330,200
18	334,500
19	338,700
20	343,100
21	346,900
22	351,200
23	355,100
24	359,100
25	363,500
26	367,200
27	370,800
28	374,600
29	378,300
30	382,000
31	385,900
32	390,000
33	394,000
34	398,000
35	401,700
36	406,000
37	410,300
38	413,500
39	416,600
40	419,700
41	422,800
42	425,700
43	428,500
44	431,100
45	433,600
46	436,200
47	438,900
48	441,500
49	444,200
50	446,700
51	449,000
52	451,400
53	453,600
54	456,100
55	458,000
56	460,200

号給	給料月額 円
57	462,400
58	464,600
59	466,800
60	469,100
61	471,000
62	473,300
63	475,400
64	477,500
65	479,800
66	482,100
67	484,300
68	486,400
69	488,500
70	490,600
71	492,800
72	495,000
73	497,100
74	498,600
75	500,100
76	501,700
77	503,200
78	504,500
79	505,800
80	507,100
81	508,100
82	509,200
83	510,300
84	511,400
85	512,300
86	513,200
87	514,100
88	515,000
89	515,500
90	516,500
91	517,300
92	518,300
93	519,000
94	519,900
95	520,700
96	521,600
97	522,300
98	523,300
99	524,100
100	524,900
101	525,700
102	526,500
103	527,300
104	528,000
105	528,800
106	529,500
107	529,700
108	530,200
109	530,800
110	531,300
111	531,900
112	532,200

号給	給料月額 円
113	532,700
114	533,100
115	533,500
116	534,000
117	534,400
118	534,800
119	535,200
120	535,700
121	536,200
122	536,600
123	537,100
124	537,500
125	537,900
126	538,300
127	538,800
128	539,200
129	539,600
130	540,000
131	540,600
132	541,000
133	541,400
134	541,600
135	541,800
136	542,000
137	542,200
138	542,400
139	542,600
140	542,800
141	543,000
142	543,200
143	543,400
144	543,600
145	543,800
146	544,000
147	544,200
148	544,400
149	544,600
150	544,800
151	545,100
152	545,300
153	545,500
154	545,700
155	545,900
156	546,100
157	546,300
158	546,500
159	546,700
160	546,900

イ 医療職給料表（２）

号給	職務の級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
1		183,500	211,000	243,400	266,600	292,100
2		184,900	212,900	245,200	267,600	293,900
3		186,400	214,900	247,100	268,500	295,600
4		187,800	216,800	248,900	269,700	297,600
5		189,300	218,800	250,300	270,400	299,400
6		190,800	220,600	251,700	271,400	301,300
7		192,300	222,400	252,900	272,200	303,100
8		193,800	224,100	254,200	273,200	305,000
9		195,000	225,800	255,200	274,400	306,900
10		196,700	226,300	256,300	275,100	308,800
11		198,300	226,800	257,200	276,200	310,600
12		199,800	227,300	258,100	277,400	312,500
13		201,200	227,800	259,400	278,800	314,200
14		203,200	228,300	260,600	280,100	315,800
15		205,300	228,800	261,400	281,300	317,600
16		207,300	229,300	262,400	282,800	319,500
17		209,300	229,800	263,100	284,100	321,200
18		211,300	230,300	264,000	285,500	322,900
19		213,400	230,800	265,100	286,600	324,600
20		215,400	231,300	266,000	288,100	326,300
21		217,300	232,000	266,900	289,700	327,800
22		219,000	233,700	267,800	291,400	329,300
23		220,700	235,300	268,700	292,800	330,800
24		222,400	236,900	269,800	294,200	332,400
25		223,700	238,200	271,000	295,500	333,900
26		225,000	239,800	272,200	297,400	335,300
27		225,300	241,300	273,400	299,100	336,900
28		225,600	243,000	274,700	300,900	338,500
29		225,900	244,500	275,900	302,300	339,700
30		226,200	245,800	277,400	303,900	341,300
31		226,500	247,000	279,100	305,600	342,700
32		226,800	248,000	280,500	307,300	344,200
33		227,100	249,100	282,100	308,700	345,900
34		227,400	250,000	283,600	310,300	347,400
35		227,700	250,800	284,900	311,900	349,000
36		228,000	251,900	286,200	313,500	350,600
37		228,400	252,800	287,900	315,000	352,300
38		229,800	253,800	289,300	316,400	354,000
39		231,000	254,500	290,700	317,800	355,500
40		232,300	255,500	292,200	319,500	357,100
41		233,100	256,000	293,600	321,000	358,400
42		234,400	256,800	295,100	322,400	359,900
43		235,700	257,700	296,700	323,900	361,400
44		237,000	258,500	298,300	325,400	362,900
45		238,200	259,300	299,600	326,300	364,500
46		239,500	260,400	301,100	327,800	365,500
47		240,600	261,300	302,600	329,200	367,100
48		241,800	262,300	304,100	330,700	368,400
49		242,800	263,300	305,400	331,900	369,800
50		243,700	264,400	306,700	333,300	371,200
51		244,600	265,700	307,900	334,600	372,600
52		245,600	266,900	309,400	336,000	374,000
53		246,500	268,000	310,800	337,400	375,500
54		247,600	269,600	312,100	338,800	376,800
55		248,500	271,000	313,500	340,200	377,900
56		249,300	272,400	315,000	341,600	379,100

イ 医療職給料表（２）

号給	職務の級	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
		円	円	円	円	円
57		250,000	274,000	315,900	342,500	380,200
58		250,800	275,600	317,100	343,800	381,200
59		251,500	277,100	318,400	345,100	382,200
60		252,400	278,700	319,800	346,400	383,200
61		253,300	280,100	320,900	347,500	383,800
62		254,300	281,500	322,200	348,400	384,600
63		255,100	283,100	323,600	349,700	385,500
64		256,200	284,400	324,800	351,000	386,300
65		257,100	285,800	326,100	352,100	387,000
66		258,000	287,400	327,500	353,300	387,700
67		259,100	288,900	328,800	354,600	388,500
68		260,000	290,400	330,100	355,700	389,300
69		260,900	291,600	330,800	356,700	389,900
70		262,000	293,100	332,000	357,700	390,500
71		263,100	294,600	333,100	358,900	391,200
72		264,200	296,100	334,000	360,000	391,800
73		265,700	297,200	335,300	360,800	392,500
74		267,000	298,600	336,100	361,900	393,000
75		268,300	299,800	337,200	363,100	393,700
76		269,600	301,200	338,400	364,200	394,200
77		270,600	302,600	339,500	364,900	394,600
78		271,600	303,900	340,800	365,700	395,200
79		272,900	305,200	341,900	366,500	395,700
80		274,200	306,500	343,100	367,300	396,000
81		275,100	307,100	344,200	367,900	396,300
82		276,100	308,300	345,400	368,400	396,800
83		277,200	309,500	346,400	369,000	397,200
84		278,400	310,700	347,500	369,500	397,500
85		279,200	311,800	348,400	370,100	397,800
86		280,100	313,000	349,500	370,600	398,400
87		281,200	314,300	350,400	371,200	398,900
88		282,200	315,400	351,400	371,800	399,300
89		282,600	316,700	352,400	372,200	399,600
90		283,000	317,900	353,200	372,600	400,000
91		283,200	319,200	354,100	373,200	400,500
92		283,600	320,400	354,900	373,700	400,900
93		284,000	321,200	355,500	374,000	401,300
94		284,400	321,900	356,100	374,500	401,500
95		284,800	322,700	356,800	374,900	401,700
96		285,200	323,300	357,400	375,200	401,900
97		285,400	324,000	357,800	375,900	402,100
98		285,700	324,300	358,300	376,400	402,300
99		286,000	324,900	358,800	376,900	402,600
100		286,300	325,600	359,200	377,400	402,800
101		286,600	326,000	359,700	378,000	403,000
102		287,100	326,600	360,100	378,500	403,200
103		287,400	327,300	360,600	379,000	403,400
104		287,700	327,900	361,000	379,400	403,600
105		288,000	328,300	361,300	380,000	403,800
106		288,300	328,800	361,800	380,600	404,000
107		288,600	329,300	362,200	381,100	404,200
108		288,900	329,800	362,600	381,600	404,400
109		289,200	330,200	363,100	382,200	
110		289,500	330,600	363,600	382,600	
111		289,800	330,900	364,100	383,100	
112		290,100	331,200	364,600	383,600	

イ 医療職給料表（２）

号給	職務の級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
113		290,300	331,700	365,100	384,200	
114		290,500	332,100	365,600	384,500	
115		290,700	332,500	366,100	384,900	
116		291,000	332,800	366,500	385,200	
117		291,200	333,000	367,000	385,500	
118		291,600	333,300	367,400	385,800	
119		291,800	333,700	367,900	386,100	
120		292,100	333,900	368,400	386,400	
121		292,300	334,100	368,800	386,700	
122		292,500	334,400	369,300	387,000	
123		292,700	334,700	369,800	387,300	
124		292,900	335,000	370,300	387,600	
125		293,100	335,200	370,600	387,900	
126		293,200	335,500	370,800	388,200	
127		293,400	336,000	370,900	388,500	
128		293,600	336,200	371,100	388,800	
129		293,800	336,300	371,200	389,100	
130		293,900	336,600	371,400	389,500	
131		294,100	337,000	371,600		
132		294,300	337,200	371,700		
133		294,400	337,500	371,900		
134		294,500	337,900	372,000		
135		294,700	338,300	372,200		
136		294,800	338,700	372,300		
137		294,900	339,000	372,500		
138		295,000	339,400	372,600		
139		295,100	339,800	372,800		
140		295,200	340,200	372,900		
141		295,300	340,600			
142		295,400	341,000			
143		295,500	341,200			
144		295,600	341,300			
145		295,700	341,400			
146		295,900	341,500			
147		296,000	341,600			
148		296,100	341,700			
149		296,200	341,800			
150		296,300	341,900			
151		296,400	342,000			
152		296,500	342,100			
153		296,600	342,200			
154		296,700	342,300			
155		296,800	342,350			
156		296,900	342,400			
157		297,000	342,450			
158		297,100	342,500			
159		297,200	342,550			
160		297,300	342,600			
161		297,400	342,650			
162		297,500	342,700			
163		297,600	342,750			
164		297,700	342,800			
165		297,800	342,850			
166		297,900	342,900			
167		298,000	342,950			
168		298,100	343,000			

イ 医療職給料表（２）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
169	298,200				
170	298,250				
171	298,300				
172	298,350				
173	298,400				
174	298,450				
175	298,500				
176	298,550				
177	298,600				
178	298,650				
179	298,700				
再雇用職員	240,200	261,000	268,300	278,800	295,400

ウ 医療職給料表（３）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	243,400	266,600	292,100
2	184,900	212,900	245,200	267,600	293,900
3	186,400	214,900	247,100	268,500	295,600
4	187,800	216,800	248,900	269,700	297,600
5	189,300	218,800	250,300	270,400	299,400
6	190,800	220,600	251,700	271,400	301,300
7	192,300	222,400	252,900	272,200	303,100
8	193,800	224,100	254,200	273,200	305,000
9	195,000	225,800	255,200	274,400	306,900
10	196,700	226,300	256,300	275,100	308,800
11	198,300	226,800	257,200	276,200	310,600
12	199,800	227,300	258,100	277,400	312,500
13	201,200	227,800	259,400	278,800	314,200
14	203,200	228,300	260,600	280,100	315,800
15	205,300	228,800	261,400	281,300	317,600
16	207,300	229,300	262,400	282,800	319,500
17	209,300	229,800	263,100	284,100	321,200
18	211,300	230,300	264,000	285,500	322,900
19	213,400	230,800	265,100	286,600	324,600
20	215,400	231,300	266,000	288,100	326,300
21	217,300	232,000	266,900	289,700	327,800
22	219,000	233,700	267,800	291,400	329,300
23	220,700	235,300	268,700	292,800	330,800
24	222,400	236,900	269,800	294,200	332,400
25	223,700	238,200	271,000	295,500	333,900
26	225,000	239,800	272,200	297,400	335,300
27	225,300	241,300	273,400	299,100	336,900
28	225,600	243,000	274,700	300,900	338,500
29	225,900	244,500	275,900	302,300	339,700
30	226,200	245,800	277,400	303,900	341,300
31	226,500	247,000	279,100	305,600	342,700
32	226,800	248,000	280,500	307,300	344,200
33	227,100	249,100	282,100	308,700	345,900
34	227,400	250,000	283,600	310,300	347,400
35	227,700	250,800	284,900	311,900	349,000
36	228,000	251,900	286,200	313,500	350,600
37	228,400	252,800	287,900	315,000	352,300
38	229,800	253,800	289,300	316,400	354,000
39	231,000	254,500	290,700	317,800	355,500
40	232,300	255,500	292,200	319,500	357,100
41	233,100	256,000	293,600	321,000	358,400
42	234,400	256,800	295,100	322,400	359,900
43	235,700	257,700	296,700	323,900	361,400
44	237,000	258,500	298,300	325,400	362,900
45	238,200	259,300	299,600	326,300	364,500
46	239,500	260,400	301,100	327,800	365,500
47	240,600	261,300	302,600	329,200	367,100
48	241,800	262,300	304,100	330,700	368,400
49	242,800	263,300	305,400	331,900	369,800
50	243,700	264,400	306,700	333,300	371,200
51	244,600	265,700	307,900	334,600	372,600
52	245,600	266,900	309,400	336,000	374,000
53	246,500	268,000	310,800	337,400	375,500
54	247,600	269,600	312,100	338,800	376,800
55	248,500	271,000	313,500	340,200	377,900
56	249,300	272,400	315,000	341,600	379,100

ウ 医療職給料表（3）

号給	職務の級	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
		円	円	円	円	円
57		250,000	274,000	315,900	342,500	380,200
58		250,800	275,600	317,100	343,800	381,200
59		251,500	277,100	318,400	345,100	382,200
60		252,400	278,700	319,800	346,400	383,200
61		253,300	280,100	320,900	347,500	383,800
62		254,300	281,500	322,200	348,400	384,600
63		255,100	283,100	323,600	349,700	385,500
64		256,200	284,400	324,800	351,000	386,300
65		257,100	285,800	326,100	352,100	387,000
66		258,000	287,400	327,500	353,300	387,700
67		259,100	288,900	328,800	354,600	388,500
68		260,000	290,400	330,100	355,700	389,300
69		260,900	291,600	330,800	356,700	389,900
70		262,000	293,100	332,000	357,700	390,500
71		263,100	294,600	333,100	358,900	391,200
72		264,200	296,100	334,000	360,000	391,800
73		265,700	297,200	335,300	360,800	392,500
74		267,000	298,600	336,100	361,900	393,000
75		268,300	299,800	337,200	363,100	393,700
76		269,600	301,200	338,400	364,200	394,200
77		270,600	302,600	339,500	364,900	394,600
78		271,600	303,900	340,800	365,700	395,200
79		272,900	305,200	341,900	366,500	395,700
80		274,200	306,500	343,100	367,300	396,000
81		275,100	307,100	344,200	367,900	396,300
82		276,100	308,300	345,400	368,400	396,800
83		277,200	309,500	346,400	369,000	397,200
84		278,400	310,700	347,500	369,500	397,500
85		279,200	311,800	348,400	370,100	397,800
86		280,100	313,000	349,500	370,600	398,400
87		281,200	314,300	350,400	371,200	398,900
88		282,200	315,400	351,400	371,800	399,300
89		282,600	316,700	352,400	372,200	399,600
90		283,000	317,900	353,200	372,600	400,000
91		283,200	319,200	354,100	373,200	400,500
92		283,600	320,400	354,900	373,700	400,900
93		284,000	321,200	355,500	374,000	401,300
94		284,400	321,900	356,100	374,500	401,500
95		284,800	322,700	356,800	374,900	401,700
96		285,200	323,300	357,400	375,200	401,900
97		285,400	324,000	357,800	375,900	402,100
98		285,700	324,300	358,300	376,400	402,300
99		286,000	324,900	358,800	376,900	402,600
100		286,300	325,600	359,200	377,400	402,800
101		286,600	326,000	359,700	378,000	403,000
102		287,100	326,600	360,100	378,500	403,200
103		287,400	327,300	360,600	379,000	403,400
104		287,700	327,900	361,000	379,400	403,600
105		288,000	328,300	361,300	380,000	403,800
106		288,300	328,800	361,800	380,600	404,000
107		288,600	329,300	362,200	381,100	404,200
108		288,900	329,800	362,600	381,600	404,400
109		289,200	330,200	363,100	382,200	
110		289,500	330,600	363,600	382,600	
111		289,800	330,900	364,100	383,100	
112		290,100	331,200	364,600	383,600	

ウ 医療職給料表（3）

号給	職務の級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
113		290,300	331,700	365,100	384,200	
114		290,500	332,100	365,600	384,500	
115		290,700	332,500	366,100	384,900	
116		291,000	332,800	366,500	385,200	
117		291,200	333,000	367,000	385,500	
118		291,600	333,300	367,400	385,800	
119		291,800	333,700	367,900	386,100	
120		292,100	333,900	368,400	386,400	
121		292,300	334,100	368,800	386,700	
122		292,500	334,400	369,300	387,000	
123		292,700	334,700	369,800	387,300	
124		292,900	335,000	370,300	387,600	
125		293,100	335,200	370,600	387,900	
126		293,200	335,500	370,800	388,200	
127		293,400	336,000	370,900	388,500	
128		293,600	336,200	371,100	388,800	
129		293,800	336,300	371,200	389,100	
130		293,900	336,600	371,400	389,500	
131		294,100	337,000	371,600		
132		294,300	337,200	371,700		
133		294,400	337,500	371,900		
134		294,500	337,900	372,000		
135		294,700	338,300	372,200		
136		294,800	338,700	372,300		
137		294,900	339,000	372,500		
138		295,000	339,400	372,600		
139		295,100	339,800	372,800		
140		295,200	340,200	372,900		
141		295,300	340,600			
142		295,400	341,000			
143		295,500	341,200			
144		295,600	341,300			
145		295,700	341,400			
146		295,900	341,500			
147		296,000	341,600			
148		296,100	341,700			
149		296,200	341,800			
150		296,300	341,900			
151		296,400	342,000			
152		296,500	342,100			
153		296,600	342,200			
154		296,700	342,300			
155		296,800	342,350			
156		296,900	342,400			
157		297,000	342,450			
158		297,100	342,500			
159		297,200	342,550			
160		297,300	342,600			
161		297,400	342,650			
162		297,500	342,700			
163		297,600	342,750			
164		297,700	342,800			
165		297,800	342,850			
166		297,900	342,900			
167		298,000	342,950			
168		298,100	343,000			

ウ 医療職給料表（３）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
169	298,200				
170	298,250				
171	298,300				
172	298,350				
173	298,400				
174	298,450				
175	298,500				
176	298,550				
177	298,600				
178	298,650				
179	298,700				
再雇用職員	240,200	261,000	268,300	278,800	295,400

別表第2 事務職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,100	234,800	268,500	295,000	326,000	370,700
2	163,200	236,400	270,500	297,300	328,300	373,400
3	164,400	237,900	272,300	299,500	330,600	376,000
4	165,500	239,600	274,500	301,700	332,900	378,600
5	166,600	241,100	276,300	303,700	335,100	380,600
6	167,700	242,900	278,200	306,100	337,200	383,100
7	168,800	244,400	280,100	308,300	339,400	385,500
8	169,900	246,000	282,200	310,600	341,700	388,000
9	170,900	247,300	284,400	312,600	343,600	390,600
10	172,300	248,800	286,400	315,000	345,900	393,300
11	173,600	250,400	288,500	317,200	347,900	396,000
12	174,900	251,900	290,500	319,600	350,200	398,800
13	176,100	253,400	292,600	321,700	352,000	401,200
14	177,600	254,900	294,700	323,900	354,100	403,600
15	179,100	256,300	296,700	326,100	356,200	405,800
16	180,700	257,700	298,700	328,300	358,300	408,300
17	181,800	259,200	300,700	330,200	360,000	410,100
18	183,200	260,900	302,700	332,300	362,000	412,200
19	184,600	262,600	304,900	334,300	363,900	414,100
20	186,000	264,400	306,900	336,400	365,800	416,000
21	187,300	266,100	308,800	338,200	367,900	417,900
22	189,600	267,900	311,000	340,400	369,800	419,700
23	191,800	269,700	313,000	342,400	371,900	421,600
24	194,000	271,400	315,200	344,500	373,800	423,500
25	196,200	273,300	316,900	346,000	375,900	425,400
26	197,100	275,300	319,100	347,900	377,800	426,900
27	198,000	277,100	321,100	349,900	379,800	428,400
28	198,900	279,000	323,200	351,800	381,900	430,100
29	199,800	280,700	325,000	353,500	383,400	431,700
30	200,700	282,600	327,100	355,500	385,300	433,000
31	201,600	284,500	329,200	357,400	387,100	434,400
32	202,500	286,200	331,300	359,300	388,700	435,600
33	203,400	287,800	332,700	361,200	390,600	436,800
34	204,300	289,700	334,700	363,100	392,000	438,200
35	205,200	291,600	336,700	364,900	393,500	439,500
36	206,100	293,500	338,800	366,600	395,200	440,700
37	207,500	295,100	340,800	368,100	396,600	441,900
38	209,200	296,900	342,700	369,400	397,800	442,800
39	210,900	298,700	344,800	370,800	399,100	443,600
40	212,700	300,600	346,700	372,300	400,200	444,400
41	214,300	302,200	348,600	373,600	401,300	445,000
42	216,100	303,900	350,600	374,500	402,600	445,700
43	217,700	305,500	352,400	375,600	403,800	446,400
44	219,400	307,100	354,400	376,800	404,900	447,200
45	220,800	308,700	355,900	377,600	405,600	448,000
46	222,500	310,500	357,300	378,500	406,300	448,800
47	224,100	312,100	358,900	379,400	407,100	449,200
48	225,900	313,900	360,400	380,400	407,800	449,900
49	227,500	314,900	362,000	381,300	408,400	450,400
50	229,000	316,400	362,900	382,100	409,000	450,800
51	230,600	317,900	364,100	382,900	409,500	451,200
52	232,100	319,600	365,100	383,700	409,900	451,700
53	233,600	321,200	366,000	384,400	410,300	452,100
54	235,100	322,900	367,200	385,200	410,600	452,500
55	236,600	324,500	368,100	385,900	410,900	452,900
56	238,200	326,000	369,200	386,600	411,200	453,200

別表第2 事務職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円	4級 給料月額 円	5級 給料月額 円	6級 給料月額 円
57	239,100	327,600	370,100	387,100	411,600	453,500
58	240,500	328,800	370,800	387,700	411,900	453,900
59	241,900	330,000	371,600	388,300	412,200	454,200
60	243,300	331,200	372,300	389,000	412,500	454,500
61	244,600	332,000	372,700	389,500	412,800	454,800
62	245,800	332,900	373,300	390,200	413,100	455,000
63	246,800	333,700	374,000	390,800	413,400	455,100
64	248,100	334,500	374,700	391,400	413,700	455,300
65	249,400	335,400	375,000	391,800	414,000	455,400
66	250,500	335,900	375,700	392,400	414,300	455,600
67	251,800	336,600	376,500	393,000	414,600	
68	253,100	337,400	377,200	393,700	414,900	
69	254,000	338,200	377,500	394,100	415,100	
70	255,400	338,900	378,100	394,600	415,400	
71	256,900	339,600	378,800	395,100	415,700	
72	258,300	340,400	379,400	395,700	416,100	
73	259,700	340,900	379,700	396,000	416,300	
74	261,200	341,500	380,400	396,400	416,600	
75	262,600	342,000	381,100	396,800	416,900	
76	263,900	342,600	381,700	397,200	417,100	
77	265,200	342,900	382,100	397,500	417,300	
78	266,400	343,400	382,600	397,800	417,600	
79	267,800	343,800	383,200	398,200	417,900	
80	269,200	344,300	383,700	398,500	418,100	
81	270,300	344,800	384,200	398,700	418,300	
82	271,400	345,300	384,900	399,000	418,600	
83	272,700	345,800	385,400	399,300	418,900	
84	274,100	346,300	385,700	399,500	419,100	
85	274,900	346,600	386,100	399,700	419,300	
86	275,400	347,000	386,600	400,000	419,400	
87	276,000	347,500	387,000	400,300	419,500	
88	276,700	347,900	387,400	400,500	419,600	
89	277,100	348,200	387,800	400,700	419,700	
90	277,600	348,600	388,300	401,000	419,800	
91	278,100	349,100	388,700	401,300	419,900	
92	278,600	349,600	389,100	401,500	420,000	
93	279,100	349,800	389,500	401,700	420,100	
94	279,600	350,200	389,600	401,800	420,200	
95	280,100	350,700	389,800	401,900	420,400	
96	280,500	351,100	389,900	402,000	420,500	
97	280,800	351,200	390,100	402,100	420,600	
98	281,300	351,700	390,200	402,200	420,700	
99	281,600	352,100	390,400	402,300	420,800	
100	282,100	352,400	390,500	402,400	420,900	
101	282,600	352,700	390,700	402,600		
102	283,000	353,100	390,800	402,700		
103	283,400	353,500	391,000	402,800		
104	283,800	354,000	391,100	402,900		
105	284,200	354,500	391,300	403,000		
106	284,600	354,900	391,500			
107	284,900	355,300	391,600			
108	285,300	355,700	391,800			
109	285,600	356,200				
110	286,000	356,600				
111	286,300	356,900				
112	286,700	357,200				

別表第2 事務職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
113	287,100	357,700				
114	287,300	358,000				
115	287,600	358,300				
116	287,900	358,500				
117	288,100	358,800				
118	288,400	359,000				
119	288,700	359,300				
120	289,000	359,500				
121	289,200	359,800				
122	289,500	360,000				
123	289,700	360,300				
124	289,900	360,600				
125	290,100	360,800				
126	290,300	361,100				
127	290,500	361,300				
128	290,700	361,600				
129	290,900	361,800				
130	291,000	362,100				
131	291,200					
132	291,500					
133	291,600					
134	291,700					
135	291,900					
136	292,000					
137	292,100					
138	292,200					
139	292,300					
140	292,400					
141	292,500					
142	292,600					
143	292,700					
144	292,800					
145	292,900					
146	293,000					
147	293,100					
148	293,200					
149	293,300					
150	293,400					
151	293,500					
152	293,600					
153	293,700					
154	293,800					
155	293,900					
156	294,000					
157	294,100					
158	294,150					
159	294,200					
160	294,250					
161	294,300					
162	294,350					
163	294,400					
164	294,450					
165	294,500					
166	294,550					
167	294,600					
168	294,650					

別表第2 事務職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円	4級 給料月額 円	5級 給料月額 円	6級 給料月額 円
169	294,700					
170	294,750					
171	294,800					
172	294,850					
再雇用職員	219,800	260,800	280,600	296,100	322,000	364,700

別表第3 級別標準職務表

ア 医療職給料表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う栄養士の職務
2 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は医療ソーシャルワーカー等（以下「技師等」という。）の職務
3 級	主任技師等の職務
4 級	副技師長等の職務
5 級	技師長等の職務

備考

標準的な職務欄の「医療ソーシャルワーカー」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務等に従事する職員で、社会福祉士の資格を有する者をいう。

イ 医療職給料表（3）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長等の職務
4 級	看護師長又はこれに相当する者の職務
5 級	副看護部長又はこれに相当する者の職務

ウ 事務職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	事務、保育士又は業務員の職務
2 級	主任事務の職務
3 級	係長の職務
4 級	課長の職務
5 級	病院の事務部長の職務
6 級	特に困難な業務を行うものとして理事長が別に定める職務

別表第4 初任給基準表

ア 医療職給料表（1）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	2 5 号給
歯科医師	大学 6 卒	1 号給

イ 医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学 6 卒	2 級 1 7 号給
	大学卒	2 級 5 号給
診療放射線技師	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
臨床検査技師	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
管理栄養士	大学卒	2 級 5 号給
	短大卒	1 級 1 1 号給
臨床工学技士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
理学療法士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
作業療法士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
視能訓練士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
言語聴覚士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
歯科衛生士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	2 級 1 号給
	短大 2 卒	1 級 1 1 号給
医療ソーシャルワーカー	大学卒	2 級 5 号給

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 6 卒」の区分によるものとする。

ウ 医療職給料表（３） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	２級 １１号給
	短大３卒	２級 ５号給
看護師	大学卒	２級 ９号給
	短大３卒	２級 ５号給
	短大２卒	２級 １号給
准看護師	准看護師養成所卒	１級 １号給

備考

- 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第１号または第２号に規定する学校または養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第１号または第２号に規定する学校または養成所を含む。）の卒業を示す。
- 准看護師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第４号の規定に該当した者で助産師または看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては２級13号給、「短大２卒」にあつては２級９号給とする。

エ 事務職給料表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
事務	大学卒	１級 ２５号給
	高校卒	１級 ５号給
保育士	大学卒	１級 ２５号給
	短大２卒	１級 １５号給
その他	高校卒	１級 ５号給

別表第5 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1. 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における）相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制大学の卒業 (2) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2. 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上の

		ものに限る。)の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の養成施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (5) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (6) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程(同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業 (9) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大一卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3. 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護司法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
四. 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校〔同法76条1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第6 昇格対応号給表
ア 医療職給料表（2）

昇格した日の前日 に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	78	78	87	73
103	79	79	88	74
104	80	80	88	74
105	81	81	89	75
106	81	81	90	75
107	81	81	91	76
108	81	82	92	76
109	81	82	93	77
110	82	82	94	78
111	82	83	95	79
112	82	83	96	80
113	82	83	97	81
114	82	84	98	81
115	83	84	99	82
116	83	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	84	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

イ 医療職給料表 (3)

昇格した日の前日 に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	78	78	87	73
103	79	79	88	74
104	80	80	88	74
105	81	81	89	75
106	81	81	90	75
107	81	81	91	76
108	81	82	92	76
109	81	82	93	77
110	82	82	94	78
111	82	83	95	79
112	82	83	96	80
113	82	83	97	81
114	82	84	98	81
115	83	84	99	82
116	83	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	84	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

ウ 事務職給料表

昇格した日の前日 に受けていた 号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
9	1	1	1	1
10	1	2	2	1
11	1	3	3	1
12	1	4	4	1
13	1	5	5	1
14	1	6	6	2
15	1	7	7	3
16	1	8	8	4
17	1	9	9	5
18	2	10	10	6
19	3	11	11	7
20	4	12	12	8
21	5	13	13	9
22	6	14	14	10
23	7	15	15	11
24	8	16	16	12
25	9	17	17	13
26	10	18	18	14
27	11	19	19	15
28	12	20	20	16
29	13	21	21	17
30	14	22	22	18
31	15	23	23	19
32	16	24	24	20
33	17	25	25	21
34	18	26	26	21
35	19	27	27	22
36	20	28	28	22
37	21	29	29	23
38	22	30	30	23
39	23	31	31	24
40	24	32	32	24
41	25	33	33	25
42	26	34	34	25
43	27	35	35	26
44	28	36	36	26
45	29	37	37	27
46	30	38	38	27
47	31	39	39	28
48	32	40	40	28
49	33	41	41	29
50	34	42	41	29
51	35	43	42	29
52	36	44	42	29
53	37	45	43	30
54	38	46	43	30
55	39	47	44	30
56	40	48	44	30
57	41	49	45	31
58	42	50	45	31
59	43	51	46	31
60	44	52	46	31
61	45	53	47	32
62	45	54	47	32
63	45	55	48	32
64	46	56	48	32
65	46	57	49	33
66	46	58	49	33
67	47	59	50	33
68	47	60	50	34
69	47	61	51	35
70	48	62	51	35
71	48	63	51	35
72	48	64	51	35
73	49	65	52	36
74	49	66	53	36
75	49	67	54	36
76	50	68	55	36
77	50	69	56	36
78	50	69	57	36
79	51	70	57	36
80	51	71	58	36
81	51	72	59	37
82	52	72	60	37
83	52	73	60	38
84	52	74	61	38
85	53	75	61	39
86	53	76	61	39
87	53	77	61	40
88	53	78	61	40
89	54	79	62	41
90	54	80	62	41
91	54	81	62	41

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
92	54	82	62	41
93	55	83	63	41
94	55	84	63	42
95	55	85	63	42
96	55	85	63	42
97	56	85	64	42
98	56	86	64	42
99	56	86	64	43
100	56	86	64	43
101	57	87	65	
102	57	87	65	
103	58	87	65	
104	58	88	65	
105	59	88	66	
106	59	88		
107	60	89		
108	60	90		
109	61			
110	61			
111	62			
112	62			
113	63			
114	63			
115	64			
116	64			
117	65			
118	65			
119	66			
120	66			
121	67			
122	67			
123	68			
124	68			
125	69			
126	69			
127	70			
128	70			
129	71			
130	71			
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				

備考

1 級から 2 級に昇任する場合については、昇任する日の前日に受けていた号給に 4 号給を加算した上で、2 級の同額の給料月額となる号給を適用する。なお、同額の給料月額が無い場合は、これを上回らない金額のうち最も上位の給料月額となる号給を適用する。

別表第 7 給料表別職員層区分表

区分	管理職層以外	管理職層
医療職給料表（１）	（管理職層以外）	－
医療職給料表（２）	１級～４級	５級
医療職給料表（３）	１級～４級	５級
事務職給料表	１級～３級	４級～６級

別表第8 基本年俸表
ア 基本年俸表(1)

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額	
		1 欄	2 欄
1	4,332,000	1,889,000	2,218,000
2	4,384,800	1,912,000	2,245,000
3	4,435,200	1,934,000	2,271,000
4	4,486,800	1,957,000	2,297,000
5	4,538,400	1,979,000	2,324,000
6	4,591,200	2,002,000	2,351,000
7	4,642,800	2,025,000	2,377,000
8	4,696,800	2,049,000	2,405,000
9	4,748,400	2,071,000	2,431,000
10	4,800,000	2,093,000	2,457,000
11	4,850,400	2,115,000	2,483,000
12	4,903,200	2,138,000	2,510,000
13	4,953,600	2,160,000	2,536,000
14	4,993,200	2,178,000	2,556,000
15	5,031,600	2,194,000	2,576,000
16	5,070,000	2,211,000	2,596,000
17	5,112,000	2,230,000	2,617,000
18	5,151,600	2,247,000	2,637,000
19	5,188,800	2,263,000	2,657,000
20	5,227,200	2,280,000	2,676,000
21	5,266,800	2,297,000	2,696,000
22	5,302,800	2,313,000	2,715,000
23	5,340,000	2,329,000	2,734,000
24	5,378,400	2,346,000	2,754,000
25	5,410,800	2,360,000	2,770,000
26	5,448,000	2,376,000	2,789,000
27	5,484,000	2,392,000	2,808,000
28	5,520,000	2,407,000	2,826,000
29	5,556,000	2,423,000	2,844,000
30	5,592,000	2,439,000	2,863,000
31	5,624,400	2,453,000	2,879,000
32	5,660,400	2,469,000	2,898,000
33	5,694,000	2,483,000	2,915,000
34	5,726,400	2,497,000	2,932,000
35	5,757,600	2,511,000	2,948,000
36	5,790,000	2,525,000	2,964,000
37	5,814,000	2,536,000	2,977,000
38	5,847,600	2,550,000	2,994,000
39	5,878,800	2,564,000	3,010,000
40	5,911,200	2,578,000	3,026,000
41	5,940,000	2,591,000	3,041,000
42	5,973,600	2,605,000	3,058,000
43	6,002,400	2,618,000	3,073,000
44	6,034,800	2,632,000	3,090,000
45	6,066,000	2,646,000	3,106,000
46	6,096,000	2,659,000	3,121,000
47	6,126,000	2,672,000	3,136,000
48	6,154,800	2,684,000	3,151,000
49	6,182,400	2,696,000	3,165,000
50	6,212,400	2,709,000	3,180,000
51	6,242,400	2,722,000	3,196,000
52	6,273,600	2,736,000	3,212,000
53	6,301,200	2,748,000	3,226,000
54	6,328,800	2,760,000	3,240,000
55	6,352,800	2,771,000	3,252,000
56	6,379,200	2,782,000	3,266,000

別表第8 基本年俸表

ア 基本年俸表(1)

号給	職務の級	月例 年俸額	業績年俸額	
			1 欄	2 欄
57		6,403,200	2,793,000	3,278,000
58		6,428,400	2,804,000	3,291,000
59		6,454,800	2,815,000	3,305,000
60		6,480,000	2,826,000	3,317,000
61		6,506,400	2,838,000	3,331,000
62		6,530,400	2,848,000	3,343,000
63		6,556,800	2,860,000	3,357,000
64		6,582,000	2,871,000	3,370,000
65		6,608,400	2,882,000	3,383,000
66		6,628,800	2,891,000	3,394,000
67		6,649,200	2,900,000	3,404,000
68		6,669,600	2,909,000	3,415,000
69		6,686,400	2,916,000	3,423,000
70		6,708,000	2,925,000	3,434,000
71		6,727,200	2,934,000	3,444,000
72		6,747,600	2,943,000	3,454,000
73		6,764,400	2,950,000	3,463,000
74		6,778,800	2,956,000	3,470,000
75		6,790,800	2,962,000	3,477,000
76		6,802,800	2,967,000	3,483,000
77		6,818,400	2,974,000	3,491,000
78		6,830,400	2,979,000	3,497,000
79		6,844,800	2,985,000	3,504,000
80		6,856,800	2,990,000	3,510,000
81		6,872,400	2,997,000	3,518,000
82		6,885,600	3,003,000	3,525,000
83		6,897,600	3,008,000	3,531,000
84		6,913,200	3,015,000	3,539,000
85		6,926,400	3,021,000	3,546,000
86		6,937,200	3,025,000	3,551,000
87		6,950,400	3,031,000	3,558,000
88		6,962,400	3,036,000	3,564,000
89		6,975,600	3,042,000	3,571,000
90		6,987,600	3,047,000	3,577,000
91		7,000,800	3,053,000	3,584,000
92		7,010,400	3,057,000	3,589,000
93		7,023,600	3,063,000	3,596,000
94		7,032,000	3,067,000	3,600,000
95		7,040,400	3,070,000	3,604,000
96		7,048,800	3,074,000	3,609,000
97		7,057,200	3,078,000	3,613,000
98		7,064,400	3,081,000	3,617,000
99		7,072,800	3,085,000	3,621,000
100		7,080,000	3,088,000	3,625,000
101		7,087,200	3,091,000	3,628,000
102		7,093,200	3,093,000	3,631,000
103		7,099,200	3,096,000	3,634,000
104		7,105,200	3,099,000	3,637,000
105		7,111,200	3,101,000	3,641,000
106		7,117,200	3,104,000	3,644,000
107		7,123,200	3,107,000	3,647,000
108		7,131,600	3,110,000	3,651,000
109		7,137,600	3,113,000	3,654,000
110		7,143,600	3,115,000	3,657,000
111		7,149,600	3,118,000	3,660,000
112		7,155,600	3,121,000	3,663,000

別表第8 基本年俸表
ア 基本年俸表（1）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額	
		1 欄	2 欄
113	7,161,600	3,123,000	3,666,000
114	7,165,200	3,125,000	3,668,000
115	7,167,600	3,126,000	3,669,000
116	7,171,200	3,127,000	3,671,000
117	7,173,600	3,128,000	3,672,000
118	7,177,200	3,130,000	3,674,000
119	7,180,800	3,132,000	3,676,000
120	7,184,400	3,133,000	3,678,000
121	7,186,800	3,134,000	3,679,000
122	7,190,400	3,136,000	3,681,000
123	7,192,800	3,137,000	3,682,000
124	7,196,400	3,138,000	3,684,000
125	7,198,800	3,139,000	3,685,000
126	7,202,400	3,141,000	3,687,000
127	7,204,800	3,142,000	3,688,000
128	7,208,400	3,144,000	3,690,000
129	7,210,800	3,145,000	3,692,000
130	7,214,400	3,146,000	3,693,000
131	7,216,800	3,147,000	3,695,000
132	7,220,400	3,149,000	3,696,000
133	7,222,800	3,150,000	3,698,000
134	7,226,400	3,152,000	3,700,000
135	7,228,800	3,153,000	3,701,000
136	7,233,600	3,155,000	3,703,000
137	7,236,000	3,156,000	3,704,000
138	7,239,600	3,157,000	3,706,000
139	7,242,000	3,158,000	3,707,000
140	7,245,600	3,160,000	3,709,000
141	7,248,000	3,161,000	3,711,000
142	7,251,600	3,162,000	3,712,000
143	7,254,000	3,164,000	3,714,000
144	7,257,600	3,165,000	3,715,000
145	7,260,000	3,166,000	3,717,000
146	7,263,600	3,168,000	3,719,000
147	7,266,000	3,169,000	3,720,000
148	7,269,600	3,170,000	3,722,000
149	7,272,000	3,171,000	3,723,000

イ 基本年俸表（２）

号給	職務の級	月例 年俸額	業績年俸額
1		4,046,400	1,918,000
2		4,071,600	1,930,000
3		4,096,800	1,942,000
4		4,123,200	1,955,000
5		4,148,400	1,967,000
6		4,173,600	1,979,000
7		4,201,200	1,992,000
8		4,226,400	2,004,000
9		4,245,600	2,013,000
10		4,269,600	2,024,000
11		4,292,400	2,035,000
12		4,317,600	2,047,000
13		4,341,600	2,058,000
14		4,368,000	2,071,000
15		4,393,200	2,083,000
16		4,418,400	2,095,000
17		4,442,400	2,106,000
18		4,467,600	2,118,000
19		4,492,800	2,130,000
20		4,519,200	2,142,000
21		4,539,600	2,152,000
22		4,566,000	2,165,000
23		4,591,200	2,177,000
24		4,615,200	2,188,000
25		4,640,400	2,200,000
26		4,659,600	2,209,000
27		4,683,600	2,220,000
28		4,706,400	2,231,000
29		4,729,200	2,242,000
30		4,749,600	2,252,000
31		4,772,400	2,262,000
32		4,795,200	2,273,000
33		4,815,600	2,283,000
34		4,837,200	2,293,000
35		4,858,800	2,303,000
36		4,879,200	2,313,000
37		4,899,600	2,323,000
38		4,920,000	2,332,000
39		4,942,800	2,343,000
40		4,964,400	2,353,000
41		4,982,400	2,362,000
42		5,001,600	2,371,000
43		5,019,600	2,380,000
44		5,035,200	2,387,000
45		5,049,600	2,394,000
46		5,062,800	2,400,000
47		5,076,000	2,406,000
48		5,090,400	2,413,000
49		5,107,200	2,421,000
50		5,120,400	2,427,000
51		5,134,800	2,434,000
52		5,148,000	2,440,000
53		5,163,600	2,448,000
54		5,175,600	2,454,000
55		5,188,800	2,460,000
56		5,202,000	2,466,000

イ 基本年俸表（２）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額
57	5,216,400	2,473,000
58	5,222,400	2,476,000
59	5,229,600	2,479,000
60	5,234,400	2,481,000
61	5,241,600	2,485,000
62	5,247,600	2,488,000
63	5,252,400	2,490,000
64	5,259,600	2,493,000
65	5,266,800	2,497,000
66	5,271,600	2,499,000
67	5,275,200	2,501,000
68	5,278,800	2,502,000
69	5,283,600	2,505,000
70	5,286,000	2,506,000
71	5,288,400	2,507,000
72	5,290,800	2,508,000
73	5,293,200	2,509,000
74	5,295,600	2,510,000
75	5,298,000	2,512,000
76	5,300,400	2,513,000
77	5,302,800	2,514,000
78	5,305,200	2,515,000
79	5,307,600	2,516,000
80	5,310,000	2,517,000
81	5,313,600	2,519,000
82	5,316,000	2,520,000

別表第 9 基本年俸表（１）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
業績年俸の１欄	科長
業績年俸の２欄	副院長及び診療統括部長

別表第 10 役職手当適用区分表

給料表等	職名	月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
基本年俸表（１）	副院長	148,100	－
	診療統括部長	110,500	－
	科長	96,700	－
基本年俸表（２）	看護部長	88,300	75,800
医療職給料表（２）	薬剤部長	72,700	57,600
	診療放射線技師長， 臨床検査技師長， 臨床工学技士長又は リハビリテーション 部長	62,300	49,400
医療職給料表（３）	副看護部長又は これに相当する者	59,200	44,200
	看護師長又は これに相当する者	44,800	34,700
事務職給料表	特に困難な業務を 行うものとして理事長 が別に定める職務	理事長が別に 定める額	理事長が別に 定める額
	病院の事務部長	72,700	56,200
	課長	59,500	44,300

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当適用区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当適用区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給する。
- 役職手当適用区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第1 1 特殊業務手当支給区分表

種	別	支給額
1	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする）	月額 17,700円
2	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	月額 16,000円
3	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
4	人工心肺装置の機器の操作を本務とする臨床工学技士	月額 10,400円
5	集中治療病棟に勤務する看護師等	月額 12,500円
6	手術室、感染症棟、SCU、CCU及び救急外来に勤務する看護師等	月額 6,500円
7	理事長が別に定めるもの	理事長が別に定める額

備考

- 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 「〇〇（集中治療病棟）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 種別欄中に職名の揚げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療科の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理科又は新生児特定集中治療室管理科の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。
- 看護師等とは、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- 感染症棟の勤務に対する特殊業務手当の支給については、第1種及び第2種感染症指定医療機関の指定を受けている間に限る。

別表第 1 2 役職職員特別勤務手当支給区分表

ア 基本年俸表（１）の適用を受ける職員

区分		支給額 （６時間を超える勤務の場合）	
役職職員特別勤務手当の種別	１種	15,500 円	（ 23,250 円 ）
	２種	14,000 円	（ 21,000 円 ）
	３種	12,500 円	（ 18,750 円 ）

イ ア以外の職員

区分		支給額 （６時間を超える勤務の場合）	
役職職員特別勤務手当の種別	１種	8,500 円	（ 12,750 円 ）
	２種	7,000 円	（ 10,500 円 ）
	３種	6,000 円	（ 9,000 円 ）

備考

役職職員特別勤務手当の種別の適用については、理事長が別に定める。

別表第13 医師手当（定額部分）月額表

免許取得後 年度数	月額
	円
1	209,600
2	209,600
3	209,600
4	209,600
5	209,600
6	209,600
7	209,600
8	209,600
9	209,600
10	209,600
11	209,600
12	209,600
13	209,600
14	209,600
15	209,600
16	209,600
17	209,600
18	209,600
19	209,600
20	209,600
21	209,600
22	207,000
23	204,400
24	201,800
25	199,200
26	196,600
27	190,300
28	184,200
29	177,900
30	171,900
31	165,700
32	157,200
33	148,600
34	140,000
35	131,500
36	122,200
37	113,100
38	103,700
39	90,300
40	77,500
41	69,000
42	60,500

備考

理事長が特に必要と認める職員については、この表にかかわらず、357,900円の範囲内において理事長が別に定める額とする。